

① 差別の禁止

② 児童の最善の利益

すべての「子どもの権利」を大切にしましょう

③ 生命・生存・発達に対する権利

④ 意見を表明する権利



©2010熊本県くまモン



熊本県人権啓発  
キャラクター「コッコロ」

「児童の権利に関する条約」の「4つの原則」

知っていますか？

こども家庭庁・こども基本法

こども家庭庁

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。みなさんが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。そこで、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、こども家庭庁という国の新しい組織をつくることになりました。

〈参考：こども家庭庁について 内閣官房こども家庭庁設立準備室〉  
パンフレット(令和4年9月)を基に作成

こども基本法

〈基本理念〉

(1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。※基本理念(1)～(6)のうち(1)を抜粋

〈こども基本法 令和5年4月1日施行〉

※平成元年11月20日に第44回国連総会において採択。日本：平成2年署名・平成6年批准

熊本県教育委員会